

改 正 案	現 行																						
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節の四の五 (略)</p> <p>第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の十一)</p> <p>第四節の五〜第四節の二十九 (略)</p> <p>第五節〜第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">送 信 設 備</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">許 容 偏 差</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">上 限 (パ ー セ ン ト)</th> <th style="text-align: center;">下 限 (パ ー セ ン ト)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一〜十三 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>十四 シン グルキヤ リア周波 数分割多 元接続方 式携帯無 線通信を</td> <td style="text-align: center;">八七</td> <td style="text-align: center;">四七</td> </tr> </tbody> </table>	送 信 設 備	許 容 偏 差		上 限 (パ ー セ ン ト)	下 限 (パ ー セ ン ト)	一〜十三 (略)	(略)	(略)	十四 シン グルキヤ リア周波 数分割多 元接続方 式携帯無 線通信を	八七	四七	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節の四の五 (略)</p> <p>第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の十一・第四十九条の六の十二)</p> <p>第四節の五〜第四節の二十九 (略)</p> <p>第五節〜第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">送 信 設 備</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">許 容 偏 差</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">上 限 (パ ー セ ン ト)</th> <th style="text-align: center;">下 限 (パ ー セ ン ト)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一〜十三 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>十四 シン グルキヤ リア周波 数分割多 元接続方 式携帯無 線通信を</td> <td style="text-align: center;">八七</td> <td style="text-align: center;">四七</td> </tr> </tbody> </table>	送 信 設 備	許 容 偏 差		上 限 (パ ー セ ン ト)	下 限 (パ ー セ ン ト)	一〜十三 (略)	(略)	(略)	十四 シン グルキヤ リア周波 数分割多 元接続方 式携帯無 線通信を	八七	四七
送 信 設 備		許 容 偏 差																					
	上 限 (パ ー セ ン ト)	下 限 (パ ー セ ン ト)																					
一〜十三 (略)	(略)	(略)																					
十四 シン グルキヤ リア周波 数分割多 元接続方 式携帯無 線通信を	八七	四七																					
送 信 設 備	許 容 偏 差																						
	上 限 (パ ー セ ン ト)	下 限 (パ ー セ ン ト)																					
一〜十三 (略)	(略)	(略)																					
十四 シン グルキヤ リア周波 数分割多 元接続方 式携帯無 線通信を	八七	四七																					

無線局の送信設備

第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	100	50
	その他の周波数の電波を送信する場合	87	47
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行う陸上	二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合	87	47
	三・四GHzを超え	100	63

無線局

線設備の条件が定められている基地局の送信設備		
(三) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備		
(四) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備		

<p>第四十九條の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>移動局を除く。）と通信を行うものの送信設備</p>	<p>三・六 MHz 以下の周波数の電波を送信する場合</p>		
	<p>第四十九條の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、基地局と通信を行うものの送信設備</p>	<p>三・四 MHz を超え三・六 MHz 以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>二・〇二〇 MHz を超え二・〇二五 MHz 以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>
<p>第四十九條の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>			<p>八七</p>	<p>七九</p>
			<p>一〇〇</p>	<p>七四</p>

<p>第四十九條の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものを除く。）</p>	<p>七・一八 MHz を超え七・四八 MHz 以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>五三</p>
	<p>八・一五 MHz を超え八・三〇 MHz 以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>六三</p>
	<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>四七</p>
<p>第四十九條の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものに限る。）</p>	<p>八・一五 MHz を超え八・三〇 MHz 以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>七〇</p>

十五 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局	次に掲げる送信設備	第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	100	七九
		その他の周波数の電波を送信する場合		八七	七九
				五〇	五〇

十五 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局	次に掲げる送信設備	次に掲げる送信設備		五九	八七
		<p>(一) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(三) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の送信設備</p>		五九	五八
				五〇	五〇

	<p>(一) <u>第四十九条の六の十一</u>において 無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(二) <u>第四十九条の六の十一</u>において 無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(三) <u>第四十九条の六の十一</u>において 無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p>	五八	五八
次に掲げる送信設備	<p>(一) <u>第四十九条の六の十一</u>において 無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p>	五八	五八

	<p>(一) <u>第四十九条の六の十二</u>において 無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(二) <u>第四十九条の六の十二</u>において 無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(三) <u>第四十九条の六の十二</u>において 無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p>	五八	五八
次に掲げる送信設備	<p>(一) <u>第四十九条の六の十二</u>において 無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p>	五八	五八

十六〜十八 (略)	<p>(ロ) <u>第四十九条の六の十一</u>において 無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p> <p>(ロ) <u>第四十九条の六の十一</u>において 無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p>	(略)	(略)
-----------	---	-----	-----

2・3 (略)

4) 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局(拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。)又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局(拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。)の送信設備であつて、複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の送信設備と同一の管体に収められたものの空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

十六〜十八 (略)	<p>(ロ) <u>第四十九条の六の十二</u>において 無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p> <p>(ロ) <u>第四十九条の六の十二</u>において 無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p>	(略)	(略)
-----------	---	-----	-----

2・3 (略)

4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものの送信設備及び複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるものの送信設備(当該送信設備と同一の管体に収められた符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局(拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。)又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局(拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。)の送信設備を含む。)の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(表略)

4 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下又は九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一〇三 (略)

2 (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(表略)

4 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下又は九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種類	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満(八五〇 MHz 以上九〇〇 MHz 以下を除く。)	任意の一〇〇 MHz 幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz 以上二、七五 GHz 以下(二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。)	任意の一 MHz 幅で(一)四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇一〇 MHz 以上三、〇二五 MHz 以下	任意の一 MHz 幅で(一)五二デシベル以下の値

5 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下又は一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

(表略)

6 一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

陸上移動局	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 MHz 幅で(二)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 以下	任意の一 MHz 幅で(二)四七デシベル以下の値

5 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下又は一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(表略)

6 一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分

(表略)

7 一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

(表略)

8 二、〇一〇 MHz を超え二、〇二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一〜四 (略)

割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(表略)

7 一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(表略)

8 二、〇一〇 MHz を超え二、〇二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

(表略)

六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇MHz幅で(二)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上三・三九GHz未満、三・六一GHz以上一・八GHz未満	任意の一MHz幅で(二)四七デシベル以下の値
陸上移動局又は陸上移動中継局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇MHz幅で(二)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上一・八GHz未満	任意の一MHz幅で(二)四七デシベル以下の値

七・八 (略)

9 ～ 29 (略)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九二五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(表略)

六・七 (略)

9 ～ 29 (略)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備(第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。)であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九二五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

(表略)

一 一般的条件

イ ホ (略)

ハ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む。)と一の陸上移動局との間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。

(1) 時分割複信方式のシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

ト (略)

二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割複信方式のシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

(表略)

一 一般的条件

イ ホ (略)

ハ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(一の者により運用されるものに限る。)と一の陸上移動局との間の通信に限るものとする。

ト (略)

二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 718MHz を超え 748MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より 55MHz 低い周波数

二 (略)

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割複信方式のシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四く六 (略)

3・4 (略)

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件)に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イくホ (略)

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局

ロ 八二五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

へ 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

こ 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より一九〇MHz低い周波数

二 (略)

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四く六 (略)

3・4 (略)

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二・〇一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号ロに限る。)の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イくホ (略)

(基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む。)との陸上移動局との間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。

(1) 周波数分割複信方式のシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 陸上移動局の無線設備 各空中線端子における値の総和

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備のうち、 $1.0 \sim 100 \text{ MHz}$ を超えて、 0.25 MHz 以下の周波数の電波を送信するものは、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

3 第一項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて周波数分割複信方式のシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二 キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯の連続する搬送波を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

3 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情

局（キャリアアグリゲーション技術を用いて周波数分割複信方式のシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四 空中線電力（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、〇・二ワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、二・〇〇MHzを超え二・〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。

六 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の第一欄に掲げる送信する電波の周波数及び同表の第二欄に掲げるチャネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の第四欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

送信する電波の周波数	チャネル間隔	周波数幅	漏えい電力
二・〇二〇MHzを超え二・〇二五MHz以下	五MHz	四・五MHz幅	(一) 四八・五デシベル (二) ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）

報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

二 空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。

四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ チャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で(一) 四八・五デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ロ チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で(一) 四八・五デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ハ チャネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で(一) 四八・五デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

三・四 GHz を超え	一〇 MHz	九 MHz 幅	(一) 四八・五デシベル
	一五 MHz	一三・五 MHz 幅	(一) 四八・五デシベル
三・六 GHz 以下	五 MHz	四・五 MHz 幅	(一) 四八・二デシベル
	一〇 MHz	九 MHz 幅	(一) 四八・二デシベル
	一五 MHz	一三・五 MHz 幅	(一) 四八・二デシベル
	二〇 MHz	一八 MHz 幅	(一) 四八・二デシベル

4 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の電波を送信するものであること。
- 二 基地局対向器の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。
- 三 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。
- 四 陸上移動局対向器の空中線電力の総和は、二五〇ミリワット以下であること。
- 五 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 六 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。
- 七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

5 第一項の基地局の無線設備のうち、三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の電波を送信するものであつて、次に掲げる条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

- 一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

6 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備のうち三・四MHzを超え三・六MHz以下の周波数の電波を送信するものは、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号に限る。）の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八二五 MHz を超え八四五 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五二〇・九 MHz 以下、一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下
--	--

一 一般的条件

- イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。
- ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。
- ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。
- ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。
- ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

二 送信装置の条件

- イ 変調方式は、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。
- ロ 隣接チャネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2) 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

- イ 八二五 MHz を超え八四五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz 低い周波数

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇 MHz を超え二、〇二五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号ロに限る。）の条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当

ロ 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八 MHz 低い周波数

ハ 一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五 MHz 低い周波数

ニ 一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より一九〇 MHz 低い周波数

二 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の 1 MHz 幅で（二）六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 空中線電力は、二二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

第四十九条の六の十二 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇 MHz を超え二、〇二五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号ロに限る。）の条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当

該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ〜ニ (略)

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局を含む。)と一の陸上移動局との間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。

二 (略)

2 (略)

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては、当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。

四 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

4〜7 (略)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号

該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ〜ニ (略)

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(一の者により運用されるものに限る。)から一の陸上移動局への送信に限るものとする。

二 (略)

2 (略)

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

4〜7 (略)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号

分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、P H S の陸上移動局、P H S の基地局、P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びP H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、P H S の陸上移動局、P H S の基地局、P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びP H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表
（表略）

注 1～30 （略）

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア～カ （略）

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ f は、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ア) 基地局

A 空中線電力が38デシベル（1 mWを0デシベルとする。）を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 空中線電力が20デシベル（1 mWを0デシベルとする。）を超え38デシベル（1 mWを0デシベルとする。）以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

C 空中線電力が20デシベル（1 mWを0デシベルとする。）以下のもの $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

(イ) 陸上移動中継局（時分割複信方式を用いるものに限る。）

A 陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

(ウ) 陸上移動局

A 第49条の6の10に定める携帯無線通信の中継を行う陸上移動局のうち陸上移動局と通信を行うものの無線設備 $(0.1 \times$

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表
（表略）

注 1～30 （略）

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア～カ （略）

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ f は、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ア) 基地局

A 空中線電力が38デシベル（1 mWを0デシベルとする。）を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 空中線電力が20デシベル（1 mWを0デシベルとする。）を超え38デシベル（1 mWを0デシベルとする。）以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

C 空中線電力が20デシベル（1 mWを0デシベルとする。）以下のもの $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

(イ) 陸上移動局 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

$$\frac{f \times 10^{-6} + 12}{2} \text{ Hz}$$

B Aに掲げる以外の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$

ク 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア) バースト長が5ミリ秒のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

$$(2 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$$

f は、送信周波数（単位Hz）とする。

(イ) バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067.68マイクロ秒の自然数倍の値のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

A 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

B 陸上移動局 $(2.5 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

f は、送信周波数（単位Hz）とする。

(2)～(17) (略)

32～54 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1～11 (略)

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信

ク 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア) 周波数分割複信方式を用いるもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

A 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

B 陸上移動局 $(2.5 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

f は、送信周波数（単位Hz）とする。

(イ) 時分割複信方式を用いるものであつて、バースト長が5ミリ秒のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

$$(2 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$$

f は、送信周波数（単位Hz）とする。

(ウ) 時分割複信方式を用いるものであつて、バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067.68マイクロ秒の自然数倍の値のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

A 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

B 陸上移動局 $(2.5 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

f は、送信周波数（単位Hz）とする。

(2)～(17) (略)

32～54 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1～11 (略)

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信

等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(3) (略)

3 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の

等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(3) (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は

電波を使用するもの

(1)～(4) (略)

- 4 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの

(1)～(3) (略)

(4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの

- ア チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz
イ チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz
ウ チャンネル間隔が15MHzのもの 15MHz

エ チャンネル間隔が20MHzのもの (3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。) 20MHz

オ 陸上移動局の無線設備であつてキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの 総務大臣が別に告示で定める値

(5) (略)

5 (略)

2, 110MHzを超え2, 170MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(4) (略)

- 4 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの

(1)～(3) (略)

(4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの

- ア チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz
イ チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz
ウ チャンネル間隔が15MHzのもの 15MHz

(5) (略)

5 (略)

- 6 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

(1) チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

(2) チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz

第13～65 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～16 (略)

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

18～59 (略)

(3) チャンネル間隔が20MHzのもの 20MHz

第13～65 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～16 (略)

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

18～59 (略)